

# 災害時における千葉県有地の使用に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と浦安市（以下「乙」という。）は、乙の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、乙の区域外からの救援物資を海上輸送で受け入れるための拠点（以下「緊急用船着場」という。）として、県有地を使用することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、乙が甲の管理する施設の全部又は一部を緊急用船着場として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用範囲）

第2条 乙が緊急用船着場として使用できる範囲は、甲が保有する下記県有地のうち別図で示す箇所とする。

名 称	所 在 地
浦安市港地区 県有地	千葉県浦安市港 81 番及び 82 番

（使用前点検等）

第3条 乙は、緊急用船着場として使用するに当たっては、乙の責任において目視等により使用前の点検を実施し安全に使用するものとする。

（防災備蓄倉庫の設置）

第4条 乙は、災害時に緊急用船着場として円滑に使用できるよう、開設期間以外の期間においても使用範囲内に防災備蓄倉庫、周知看板、備品を設置、管理するものとし、甲から求めがあった場合には、乙はこれらの物品を甲の指定する日までに撤去し、原状回復するものとする。なお、甲は、必要に応じて、乙が設置する防災倉庫に甲が所有する防災備蓄用品を備蓄できるものとする。

- 2 使用範囲内に設置する防災備蓄倉庫の敷地設定は建築基準法第43条第1項に適合するものとする。
- 3 甲は使用範囲の管理に当たり、防災備蓄倉庫への通行が妨げられないよう努めるものとする。
- 4 防災備蓄倉庫の設置等に係る事項については、別途契約を締結する。

（緊急用船着場の使用）

第5条 乙は、災害時に緊急用船着場として使用する必要が生じた場合は、甲に対して緊急用船着場の使用を要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、原則として緊急用船着場使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 甲は、乙からの要請を受けた場合は、緊急用船着場の開設の応否を遅滞な

く乙に回答するものとする。

4 緊急用船着場の借用に当たっての事前相談等の窓口及び緊急用船着場使用要請書の提出先は、葛南土木事務所とする。

(緊急用船着場の開設期間)

第6条 緊急用船着場の開設期間は、甲の認める期間とする。

(緊急用船着場開設期間中の責任)

第7条 緊急用船着場開設期間中、乙の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害等については、乙が補償責任を負うものとする。

(緊急用船着場の使用料)

第8条 緊急用船着場開設期間中における使用範囲の土地の使用料は、無償とする。

(報告義務)

第9条 甲は、乙に対して事業の遂行状況や貸付財産の管理状況など、必要に応じて適宜報告を求めることができる。

(訓練等の協力)

第10条 甲は、乙が、この協定に基づき緊急用船着場として円滑に使用するため、防災訓練等を実施する場合は、必要に応じ協力するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和4年8月31日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定を解除する場合は、有効期間満了の30日前までに相手方へ申し出るものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月31日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事 熊谷俊人

乙 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 内田悦嗣

第1号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 様

浦安市長

緊急用船着場使用要請書

災害時における千葉県有地の利用に関する協定第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 ( 部 課) 氏名 連絡電話番号
電話、FAX等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	